

大規模災害時における災害復旧支援に関する協定

大規模災害時における災害復旧支援に関する協定

京都府（以下「甲」という。）、別紙1に定める京都府内の22市町（以下「乙」という。）及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「丙」という。）は、大規模災害等が発生した場合に甲又は乙が管理する下水道管路施設の復旧支援に関する業務に関して、以下のとおり、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害等が発生した場合に、下水道管路施設の点検・調査等の復旧支援に関する業務を行うことについて、甲及び乙が丙と協力し、府民の安心・安全を確保するため、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「大規模災害等」とは、災害対策基本法に基づく京都府災害対策本部が設置された場合又は甲若しくは乙が特に必要と認めた場合の災害とする。

2 この協定において「下水道管路施設」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号で定義される公共下水道、同条第4号で定義される流域下水道又は同条第5号で定義される都市下水路における同条第2号で定義される下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設をいう。

（復旧支援業務の要請）

第3条 甲又は乙は、大規模災害時において、下水道管路施設に「下水道事業における災害時支援に関するルールの解説（公益社団法人日本下水道協会 令和2年12月改定）」の「(4)支援、応援、派遣の区分」（40ページ）の中で定義される以下の業務が必要と認めるときは、丙に対し復旧支援業務を要請することができる。

- (1) 緊急点検
- (2) 緊急調査
- (3) 緊急措置
- (4) 一次調査（応急復旧のための調査）
- (5) 二次調査（本復旧のための調査）

2 乙が丙に対し、復旧支援業務の要請を行う場合は、甲の事務局が乙の復旧支援業務の要請を取りまとめた上で、丙の連絡窓口へ要請する。

（復旧支援業務に伴う費用）

第4条 この協定に基づく復旧支援業務は、丙の支援を受けた甲又は乙の負担とする。

（下水道台帳データの提供）

第5条 甲及び乙は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、丙に提供するものとする。

2 丙は甲及び乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲及び乙は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

（下水道台帳データの開示）

第6条 丙は、甲及び乙から支援要請があったとき、支援出動する丙の会員に対し、甲及び乙から提供を受けた電子データを開示することができる。

(事務局及び連絡体制)

第7条 甲及び丙の復旧支援業務に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、京都府建設交通部水環境対策課とする。
- (2) 丙の連絡窓口は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関西支部とする。

(協定の期間及び更新)

第8条 この協定は、令和3年4月1日からその効力を有するものとし、有効期間は、令和4年3月31日までとする。

- 2 協定の有効期間が満了する30日前までに甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない場合は、更に1年間その効力を継続することとし、その後においても同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙による協議のうえ解決する。

- 2 甲、乙及び丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙及び丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

この協定の締結を証するため、この協定を2通作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

また、乙は、甲及び丙に提出する記名押印された同意書をもって本協定の締結を証する。

令和3年3月25日

甲 京都府知事

西脇隆俊

丙 公益社団法人日本下水道管路管理業協会

会長

長谷川 健司

別紙1 乙 京都府内22市町

福知山市長	大橋一夫
舞鶴市長	多々見良三
綾部市長	山崎善也
宇治市長	松村淳子
宮津市長	城崎雅文
亀岡市長	桂川孝裕
城陽市長	奥田敏晴
向日市長	安田守
長岡京市長	中小路健吾
八幡市長	堀口文昭
京田辺市長	上村崇
京丹後市長	中山泰
南丹市長	西村良平
木津川市長	河井規子
大山崎町長	前川光
久御山町長	信貴康孝
井手町長	汐見明男
宇治田原町長	西谷信夫
和束町長	堀忠雄
精華町長	杉浦正省
京丹波町長	太田昇
与謝野町長	山添藤真



同意書

大山崎町は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会との「大規模災害時における災害復旧支援に関する協定」を令和3年3月25日をもって締結することに同意します。

令和3年3月22日

大山崎町長

前川 光

